

【サービス提供基本約款】

データキャピタル株式会社（以下「当社」といいます。）は、次のとおりサービス提供基本約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

第1条（定義）

本約款で使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、以下の意義を有するものとします。

当社サービス	サービス利用契約に定める当社が利用者に提供する役務提供又は成果物の提供
サービス利用契約	本約款を基礎として当社と利用者間で締結された個別の当社サービスの利用に関する契約
利用者	サービス利用契約に基づき、当社サービスを利用する者
利用希望者	当社サービスの利用を希望する者
サービス利用申込書	当社が指定するサービス利用契約の申込みに使用する申込書
当事者	当社及び利用者
協力会社	当社が当社サービス提供のために再委託等する第三者
秘密情報	当社が利用者に対してサービス利用契約の履行等のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、サービス利用契約成立の前後を問わず、開示した一切の情報、サービス利用契約の存在及び内容、並びに、サービス利用契約の締結・履行等に関する交渉・協議の存在及びその内容をいいます。但し、①当社が開示した時点で既に利用者が了知していた情報、又は②当社が開示した時点で既に公知であった情報であることを客観的に利用者が証明できる情報は除くものとします。
知的財産権	特許権、実用新案権、商標権、著作権その他知的財産権
制作素材	当社サービスの実現のために利用者が当社に提供する画像、ロゴ、文章等
ログイン情報	利用者の使用しているサーバ、SNS、ブログ等のログイン情報
第三者サービス	当事者以外が運営する第三者のサービス（Twitter, FaceBook 等）
第三者サービス約款	第三者サービスを運営する者が定める約款、規約、ガイドライン等の利用条件
サービス利用契約等	本約款及びサービス利用契約の総称

第2条（適用）

1 本約款は、サービス利用契約に適用します。但し、本約款の適用がある旨が明示されているサービス利用申込書により成立したサービス利用契約に限るものとします。

2 本約款とサービス利用契約の定めに齟齬がある場合は、当該齟齬のある定めに限り、サービス利用契約の定めが優先されるものとし、その余は、本約款が適用されるものとします。但し、第三者サービスを構成要素とする当社サービスの提供の場合は、その第三者サービスの利用に関しては第三者サービス約款がサービス利用契約に優先して適用されます。

第3条（本約款の変更）

1 当社は、必要に応じ本約款を何らの手続を要することなくいつでも変更をすることができます。この場合の当社サービスの提供条件は、変更後の本約款によります。

2 当社は、本約款の変更を行った場合、当社のホームページに掲示する方法又は当社が適当だと判断する方法で利用者に通知します。但し、誤字脱字の修正、文意を変えない表現の調整等の軽微な変更の場合は、この限りではありません。

第4条（書面及び通知）

1 サービス利用契約等において書面であることが義務づけられている当事者間の意思表示乃至通知は、特別の定めがある場合を除き、電子メール及び FAX によりすることができるものとします。尚、利用者は、当社に対する電子メール及び FAX による意思表示がその名義人の如何に拘らず、利用者の代表者による意思表示乃至通知

とみなされることに予め同意するものとします。

2 利用者は、サービス利用申込書に定める商号、代表者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等に変更をした場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3 利用者が前項の変更の通知を怠ったときは、本約款及び本サービス利用契約に関して当社が利用者へ送付した書面は、不到達の場合においても、すべて発送した時に他方当事者に到達したものとみなす。

4 利用者が第 2 項に基づく変更通知を怠った場合、当社が従前の利用者の情報に基づいて本約款及びサービス利用契約に関連する事務等を行った結果、利用者に損害等が生じたとしても、当社は当該利用者の損害等に関し何らの責任を負いません。

第 5 条（サービス利用契約の成立）

1 サービス利用契約は、利用希望者がサービス利用申込書を当社に交付する方法で当社サービスを注文し、当社がこれを請書等の書面で承諾した時に成立するものとします。但し、サービス利用申込書の交付が当社にされた日の翌日から起算して 5 日以内に当社から利用希望者に対し申込み拒絶の意思表示がなかった場合は、当該サービス利用申込書の交付があった日に遡ってサービス利用契約が成立するものとします。尚、この場合であっても、当社がサービス利用申込書に致命的な不備があると判断した場合で、かつ補正等が困難だと判断した場合は、何らの負担なく当該サービス利用契約を取消することができるものとし、利用希望者乃至利用者は予めこれに同意するものとします。

2 サービス利用契約は、以下各号を定めるものとします。

①成果物又は役務提供その他当社サービスの取引の目的（当社サービスの名称等）

②成果物の仕様若しくは数量又は役務提供の内容

③成果物の納入期限若しくは納入方法、又は役務提供の期日若しくは期間

④対価

⑤第三者サービス

⑥その他必要事項

3 当社は、当社サービスを必要に応じ変更することができるものとします。この場合、予め利用者へその旨を通知するものとし、当該通知があった日から 3 日以内に当該変更に対する拒絶の意思表示が書面でなされなかった場合は、承諾したものとみなします。

第 6 条（第三者サービス約款の承諾）

利用者は、当社サービスの提供に第三者サービスの利用申込が必要な場合、当社が利用者へ代理して当該第三者サービスに利用申込する権限を付与するものとします。

第 7 条（当社サービスの提供、瑕疵担保責任、表明保証等）

1 当社は、利用者に対しサービス利用契約等の定めに従い当社サービスを提供するものとします。尚、当社は必要に応じて利用者の事前の承諾なくサービス利用契約に係る業務を協力会社に委託することができるものとします。

2 当社サービスは、その内容が成果物の提供又は役務の提供であるかの如何に拘らず、一切の瑕疵担保責任は負わず、現状有姿で提供されるものとします。

3 利用者は、当社サービスの必要に応じサービス利用契約に定める利用者の WEB サイトに掲載されている画像、ロゴ等を利用者の事前の許可なく使用することができるものとします。

4 利用者は、当社の求めに応じ、以下各号に該当する協力を行わなければなりません。

①制作素材の提供

②ログイン情報の提供

③仕様書の提供

④その他当社サービス提供のために必要な協力

第8条（成果物の納入、検収、危険負担、所有権の移転）

サービス利用契約の目的が成果物の提供を目的とする場合は、その提供は以下各号に従うものとします。

①納入

当社は、本約款及びサービス利用契約に基づき成果物を納入するものとします。尚、サービス利用契約に定められた納入期限を徒過する蓋然性がある場合、当社は予め利用者にもその旨を書面で通知することで納入期限を変更することができるものとします。

②検収

i 利用者は、前号による成果物の納入があった場合、遅滞なく、サービス利用契約の目的物に照らして合理的な方法でかつ合理的な注意を尽くして、その種類、品質及び数量等の検査をするとともに、当該検査の結果、問題がないときは、当該成果物を受領してから5営業日以内に、当社に対して受領書を送付するものとします。利用者が成果物の納入があった後、5営業日までに受領書を当社に送付しない場合、当該期間の終了をもって、利用者は当該成果物を問題ないものとして受領したものとみなします。

ii 利用者は、当社から納入された成果物を受領した後、当該成果物について種類の相違、品質の不良、数量の過不足その他の瑕疵等がある場合、当社に対して、直ちにその旨を通知しなければなりません。当社は、利用者から当該通知を受けた場合、遅滞なく合理的な範囲で適切な措置を講ずるものとします。

③危険負担

当事者のいずれの責にも帰することができない事由による成果物の滅失、毀損等について、その危険の負担は、第①号に定める納入をもって区分し、利用者に対する納入が完了するまでの間に生じた危険は当社が負担し、それ以降に生じた危険は利用者が負担するものとします。

④所有権の移転

成果物の所有権は、当該成果物に係るサービス利用契約に定める対価の支払が完了した時点で、当社から利用者に移転するものとします。

第9条（役務提供）

サービス利用契約の目的が役務提供の場合は、以下各号に従うものとします。

①役務提供

当社は、本約款及びサービス利用契約に基づき役務提供を利用者に行います。

②役務提供期間

役務提供期間は、サービス利用契約に定めるとおりとします。

③役務提供の中止・中断

当社は、以下各号の何れかの事由に該当する事由が生じた場合には、何らの負担なく役務提供の中止・中断することができるものとします。

- i 第三者サービスの仕様が変更、中止された場合
- ii 当社サービスに利用するサーバのメンテナンスが必要となった場合
- iii 前号の他当社サービスを維持するために必要な事由が発生した場合

④役務提供期間終了後の措置

当社は、役務提供期間が終了した場合、自己の裁量により役務提供を停止するために必要なあらゆる措置を講ずることができるものとします。尚、当該措置を当社が実施する際に利用者の協力が必要な場合は、当社は利用者に対して当該協力を求めることができるものとし、利用者は拒むことができないものとします。利用者は、利用者が当該協力を怠ったことにより当社及び第三者に損害が発生した場合は当該損害を賠償しなければなりません。

第10条（利用環境）

利用者は、提供される当社サービスの性質に応じ、以下各号を確認及び承諾するものとします。

①利用者が当社サービスを利用する際に、利用者自らの責任と費用で必要な通信端末機器やソフトウェア等の通信手段等を用意してインターネットにアクセスしていただく必要があります。当社は、利用者がインターネットにアクセスするための準備、方法等については一切関与しておりません。

②利用者が当社サービスを利用するために、ブラウザの設定等の変更が必要になることがあります。また、当社は、当社サービスの利用が可能な通信端末機器、ソフトウェア等を指定することがあります。

③利用者の使用する通信端末機器やソフトウェア等の使用環境又は通信環境の仕様等により、当社サービスの全部又は一部が使用できない場合があること、及びこれによって利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社は賠償、補てん、支払い等一切責任を負わないことを利用者は了承するものとします。また、当社は、当社サービスについて、将来開発されるいかなるソフトウェア等との互換性も保証しません。

④当社は、当社サービスを利用する際の、表示上の不具合、文字化け、動作速度の低下、動作結果等に関連して利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、賠償、補てん、支払い等一切責任を負わないものとします。

⑤利用者は、当社サービスの利用にあたり、その利用に用いる利用者自身の通信端末機器を、自らの責任において管理するものとします。

⑥利用者は、利用者自身の通信端末機器を利用してなされた行為は、すべて利用者ご自身によって行われたものとみなされ、利用者は当社に対する本サービス上生じる債務の一切を負担するものとします。また、当該行為により当社又は第三者が損害等を被った場合、その損害等を賠償するものとします。

⑦当社は、利用者の使用する通信端末機器の故障、紛失、第三者からのマルウェア、スパイウェア、ウイルス、ハッキング等による攻撃、使用上の過誤又は第三者の使用等により、利用者が損害等を被った場合でも、一切責任を負いません。

⑧当社は、利用者の使用する通信端末機器やソフトウェア等の設定内容、使用方法等により利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、賠償、補てん、支払い等一切の責任を負わないものとします。

第 11 条 (対価)

1 利用者は、サービス利用契約に定める対価及びこれの消費税を合わせて、当社に支払わなければなりません。尚、支払方法はサービス利用契約に別段の定めが無い限り、当社がサービス利用契約に定める銀行口座に振込送金する方法で総額を一括にて支払う（振込手数料は利用者負担とします。）ものとし、支払期限はサービス利用契約成立した日から起算して 10 日以内とします。

2 当社は、前項に定める対価の支払を利用者が遅延した場合は、支払期限の翌日から支払済みに至るまで 1 年を 365 日とする日割計算により年 14.5%の割合による遅延損害金を利用者に請求することができるものとします。

3 当社は、如何なる理由があつたとしてもサービス利用契約に基づき受領した金員を一切返金しないものとし、利用者は予め同意するものとします。

4 利用者は、サービス利用契約の終了原因の如何に拘らず、サービス利用契約が期間満了前に終了したといえどもサービス利用契約に定める対価の全額を当社に支払わなければならないものとします。

第 12 条 (秘密保持等)

1 利用者は秘密情報を当社の事前の許可なく第三者に一切、開示又は漏洩してはなりません。但し、利用者は、サービス利用契約の目的を達成するために必要な利用者の役員及び従業員に対し、予め本約款で定める秘密保持義務と同等の義務を書面で課した上で秘密情報を開示することができるものとします。

2 前項但書に加え、利用者の弁護士、公認会計士及び弁理士等法律上当然に秘密保持義務を負う第三者に秘密情報を開示することができるものとします。尚、本条において当該第三者と前項但書に定める者とを併せて「秘密情報許諾先」といいます。

3 秘密情報許諾先が秘密情報を開示又は漏洩させた場合、利用者自らが本条に定める義務違反をしたものとして、当社に対して直接責任を負うものとします。

4 利用者は、秘密情報をサービス利用契約の目的を達成する以外に使用してはなりません。

5 利用者は、その故意又は過失に拘らず本条に違反し秘密情報を開示又は漏洩させた場合、当該開示又は漏洩が発覚した日が属する月の翌月末日迄に、当社に対し違約金として当該秘密情報が属するサービス利用契約に定める対価に 10 を乗じた金額を当社の指定する銀行口座に振込送金する方法で支払わなければならないものとします。但し、開示又は漏洩した秘密情報が複数のサービス利用契約に属する場合は、各サービス利用契約に定める対価を合算しこれに 10 を乗じた金額を違約金とします。尚、当該違約金以上の損害が当社に発生した場合は、別途損害賠償請求することができるものとします。

第 13 条 (知的財産権)

- 1 利用者が当社サービスの利用のために提供する制作素材等の一切は、自己に知的財産権、所有権等の処分権限があり、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとします。
- 2 当社サービスにより新たに創作された知的財産権の一切は当社、協力会社等にそれぞれ帰属するものとします。
- 3 利用者が第 1 項の定めに違反し、当社又は協力会社に損害が発生した場合は当該損害を賠償しなければならないものとします。

第 14 条 (免責)

当社は、以下各号の何れかに該当する事由について、何ら責任を負わず、かつこれらの事由に起因又は関連して、利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について何らの責任を負いません。

- ① 第三者サービスの終了、変更、滅失、停止又は中止等第三者サービスに起因又は関連する事由
- ② 当社サービス提供に必要な協力を怠たる等利用者の責に帰すべき事由に起因又は関連して生じる一切の結果
- ③ 当社サービスの確実性、正確性、完全性、有用性（クリック数及び検索ランキングの上昇、並びに売上及び利益の向上等をいいますが、これらに限りません。）、網羅性等
- ④ 利用者がログイン情報を紛失、盗難又は漏洩したことにより生じる一切の結果
- ⑤ 自然災害、疾病の蔓延、協力会社の債務不履行及び不可抗力並びにサーバの故障、破壊、中断、ファイルの毀損、エラー、欠陥、運用又は伝達の中断、遅延
- ⑥ 当社サービスの利用に起因し、又は関連して生じる直接的、間接的、偶発的その他一切の結果
- ⑦ 当社サービスの変更、中止、終了等
- ⑧ 利用者が当社サービスを第三者に正当不当問わず利用させた結果生じる一切の結果
- ⑨ 通信回線やコンピュータ等の障害による当社サービスの中断・遅滞・中止・データの消失・データへの不正アクセスにより生じた損害、その他当社サービスに関して利用者が生じた損害

第 15 条 (禁止事項)

- 1 利用者は当社サービスの利用に際し、以下各号の何れかに該当する事項をしてはならないものとします。
 - ① 当社サービスによって知り得た一切の情報を、本サービスの利用目的の範囲を超えて利用（使用、再生、複製、複写、販売、再販売等、形態の如何を問いません。）する行為
 - ② サービス利用契約等に違反する行為
 - ③ 法令等に抵触する行為又は抵触するおそれのある行為
 - ④ 当社及び協力会社並びに当社サービスの評価又は信用を意図的に毀損する行為
 - ⑤ 当社サービスを無断で改変する行為
 - ⑥ 当社サービスの運営を妨害する行為
 - ⑦ 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為、スパムメール、チェーンレター、ジャンクメール等を送信する行為
 - ⑧ 当社又は第三者の知的財産権を侵害し又はそのおそれのある行為
 - ⑨ 当社又は第三者を誹謗、中傷し、名誉、プライバシーを傷つける行為又はそのおそれのある行為
 - ⑩ 当社又は第三者の生命、身体又は財産に害悪を加える旨を告知する行為
 - ⑪ 当社サービスを改変、毀損し、又は逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをする行為

⑫その他、法令に違反する又は当社が不適切と判断する行為

2 利用者が前項各号に定める事由に該当した場合、当社は利用者に対し違約金を請求することができるものとし、利用者は予め承諾するものとします。尚、違約金の金額、支払方法又は期限は、第 12 条第 5 項の規定を準用します。

第 16 条 (担保の提供)

1 利用者及び連帯保証人は、当社から請求を受けたときは、サービス利用契約に基づく利用者の一切の債務の支払を担保するため、当社に対し、当社が適当と認める担保物件又は保証金を提供し又は差し入れるものとします。

2 保証金には利息を付さないものとします。

3 利用者がサービス利用契約に基づく債務の履行を怠ったときは、当社は、何時でも何らの催告なしに、担保権を実行し、又は保証金の全部若しくは一部をこれに充当することができます。

4 前項により保証金に不足が生じた場合、利用者及び連帯保証人は、直ちにその不足額を甲に差し入れなければなりません。

5 利用者及び連帯保証人は、サービス利用契約が終了するまでは、当社に対し、差し入れた保証金の返還を請求することはできません。また、利用者及び連帯保証人は、保証金をもってサービス利用契約の対価その他の金銭債務の支払いに充当することはできないものとします。

6 利用者及び連帯保証人は、当社から担保物件の追加又は保証金の増額の請求を受けたときは、速やかにこれに応じなければなりません。

7 担保物件又は保証金返還請求権は、第三者に譲渡し、担保に供しその他一切の処分をすることはできません。

第 17 条 (連帯保証人)

1 利用者は、当社から請求を受けたときは、サービス利用契約に基づく利用者の債務の支払を確保するために当社が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。連帯保証人は、サービス利用契約に基づく利用者の当社に対する一切の債務について保証し、利用者と連帯して当社に対し当該債務の履行責任を負います。

2 利用者は、前項の連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、当社に対しその旨を書面により通知したうえ、当社が適当と認める新たな連帯保証人を立てなければなりません。当社から新たな連帯保証人を立てるように請求されたときも同様とします。

①死亡したとき

②破産又は後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき

③財産状況又は経営状態の悪化等、乙の債務の保証に足る支払能力が認められないとき

④連帯保証債務の解約を申し入れたとき

第 18 条 (財務諸表)

当社は、利用者及び連帯保証人がサービス利用契約に基づく金銭債務の支払いを遅延しているときは、利用者に対し、財務諸表その他利用者の支払能力を判断するために必要な会計帳簿等の開示を請求することができるものとし、利用者は、当社の請求に応じてこれらの帳簿等を速やかに開示しなければならないものとします。

第 19 条 (反社会的勢力排除)

1 利用者は、暴力団関係者（東京都暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいい、以下同じとします。）に現在及び将来にわたり該当しないことを表明し、保証します。

2 利用者は、暴力団関係者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

①詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為

②相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為

③相手方の業務を妨害する行為、若しくは妨害するおそれのある行為

④その他前各号に準ずる行為

3 当社は、利用者が前 2 項の定め何れかに違反した又は違反するおそれがあると判断した場合は、当該利用者

とのサービス利用契約のみならず、その他利用者と締結している契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

4 当社が前項による解除権を行使したことにより利用者に損害が発生したとしても一切の賠償責任を負わないものとします。また、当該解除権行使は、当社の利用者に対する損害賠償請求権を何ら制限するものではありません。

第20条（解除）

1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続きをすることなく直ちにサービス利用契約の全部又は一部を解除することができます。

- ①第三者から差押、仮差押、仮処分（但し、信用に直接影響しないことが明らかな場合を除く）若しくは担保権の実行としての競売の申し立てを受け、又は受けることが明白であるとき
- ②破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これらに準じる倒産手続の開始の申し立て等がなされたとき
- ③自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき
- ④支払停止状態若しくは支払不能に陥り、又は支払能力に重大な変更が生じたとき
- ⑤営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき
- ⑥合併によらない解散決議をしたとき
- ⑦サービス利用契約等のいずれかに基づく金銭債務の支払いを滞納したとき
- ⑧本人、その役員若しくは幹部社員が刑事罰を受け、又は受けることが明らかであるとき
- ⑨その役員、社員若しくは株主間の紛争により、経営活動に支障をきたしたとき
- ⑩サービス利用契約等の条項の一に違反し、相手方から催告を受けた後、相当期間経過後も当該違反が是正されないとき
- ⑪その他資産・信用・支払能力等に重大な変更を生じたとき
- ⑫サービス利用契約等において表明し、保証した事項が事実と異なることが判明したとき
- ⑬当社に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- ⑭その他サービス利用契約の円滑な履行を困難にする事由が生じたとき

2 利用者は、前各号の何れかに該当することを理由にサービス利用契約を解除された場合は、当社に対する金銭債務の期限の利益を喪失し、直ちに当該金銭債務を履行しなければならないものとします。

第21条（損害賠償）

当社は、サービス利用契約に起因又は関連して利用者に対して損害を与えた場合は、当社の帰責事由を直接の原因として現実に発生した通常損害の利用者に対して賠償しなければならないものとします。但し、当該損害賠償の累計額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、製造物責任等理由の如何に拘らず、利用者には損害を発生させた直接の原因となっているサービス利用契約に定める対価を上限とするものとします。

第22条（準拠法及び紛争解決）

- 1 本約款及びサービス利用契約の準拠法は日本法とし、日本法によって解釈されます。
- 2 本約款又はサービス利用契約に定めのない事項及び本約款又はサービス利用契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとします。
- 3 前項にも拘らず当事者間の協議が調わなかった場合、当事者は、本約款又はサービス利用契約に起因又は関連する一切の紛争を東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として裁判を通じて解決することを合意します。

第23条（完全合意）

サービス利用契約等は、契約の対象事項に関する当事者間の唯一かつ完全な合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、かかる対象事項に関する当事者間のサービス利用契約締結前の全ての了解、合意又は表明に取って代わります。

第 24 条（分離可能性）

サービス利用契約等の何れかの条項が、違法、無効又は執行不能である場合であっても、それらはサービス利用契約等の他の条項に影響を与えるものではなく、他の条項を無効又は執行不能とするものではありません。

第 25 条（存続条項）

サービス利用契約が理由の如何を問わず終了したといえども、第 2 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項第 ②号乃至第 ④号、第 9 条第 1 項第 ③号及び第 ④号、第 10 条乃至第 15 条、及び第 21 条乃至 25 条の規定はなお当事者を拘束するものとします。

附則

附則(平成 30 年 9 月 30 日)

(実施期日)

本約款は令和元年 8 月 1 日から実施します。